

京都市告示第164号

京都市宝が池公園運動施設条例第10条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市こども体育館を臨時に休館します。

平成30年6月21日

京都市長 門川大作

臨時に休館する日 平成30年6月18日（月）から6月22日（金）

（子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課）